

石狩市の財政 2016

(平成 27 年度決算)



目次

1	石狩市の会計区分って？	1
2	平成 27 年度の収入（歳入）は？	2
3	平成 27 年度の支出（歳出）は？	8
4	借金（市債）はどうなっているの？	11
5	貯金（基金）はあるの？	14
6	財政の健全度は？	16
7	財政を家計に例えると？	20
8	これからの取組は？	21

1 石狩市の会計区分って？

地方公共団体の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の2つに区分されます。

このうち、一般会計は、市の会計の中心となる会計で、福祉や教育など行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の収入を特定の支出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置するものです。なお、特別会計の設置については、法令に義務付けられているものを除き、すべて条例によらなければならないとされています。

地方 公 共 団 体	(1) 一般会計	(A) 普通会計 ・一般会計 ・土地取得特別会計
	(2) 特別会計 ・土地取得特別会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・国民健康保険診療所特別会計 ・後期高齢者医療特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・介護サービス事業特別会計	(B) 公営事業会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・国民健康保険診療所特別会計 ・後期高齢者医療特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・介護サービス事業特別会計
	うち公営企業会計 ・水道事業会計 ・公共下水道事業会計 ・特定環境保全公共下水道事業特別会計 ・個別排水処理施設整備事業特別会計	・水道事業会計 ・公共下水道事業会計 ・特定環境保全公共下水道事業特別会計 ・個別排水処理施設整備事業特別会計

本市では、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、土地取得特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計の10の特別会計を設置しています。

特別会計のうち、公営企業会計とは、当該事業にかかる経費を主に使用料等の収入でまかなって住民サービスを提供するための特別会計です。

公営企業とは、地方公共団体の経営する企業を指し、地方公営企業法の適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業とに分かれます。

法適用企業においては、民間企業と同様に、貸借対照表等の財務諸表を用いた企業会計方式で経理が行われます。法非適用企業においては、一般会計同様に、官庁会計方式で経理が行われます。

【特別会計の区分】

●法令に義務付けられているもの

- ・国民健康保険事業特別会計
- ・国民健康保険診療所特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・介護保険事業特別会計
- ・介護サービス事業特別会計

●市の条例で設置しているもの

- ・土地取得特別会計
- ・水道事業会計
- ・公共下水道事業会計
- ・特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ・個別排水処理施設整備事業特別会計

【公営企業会計の区分】

●法適用企業

- ・水道事業会計
- ・公共下水道事業会計

●法非適用企業

- ・特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ・個別排水処理施設整備事業特別会計

前記の区分方法は、収入の性質において会計を区分していますが、経理の区分けは、個々の地方公共団体ごとに異なります。そこで、全国的な統計や団体間の財政比較を行えるように、全国で統一的に用いるものとして、普通会計・公営事業会計という会計区分があります。

普通会計は、「一般会計」と「公営事業会計に属さない特別会計」（本市では土地取得特別会計が該当）からなっており、教育・社会福祉、土木、消防等自治体の行政運営の基本的な経費が計上されます。

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、特別会計を設けてその経理を行う必要のある、公営企業や事業（水道や下水道など）に係る会計です。

2 平成27年度の収入（歳入）は？

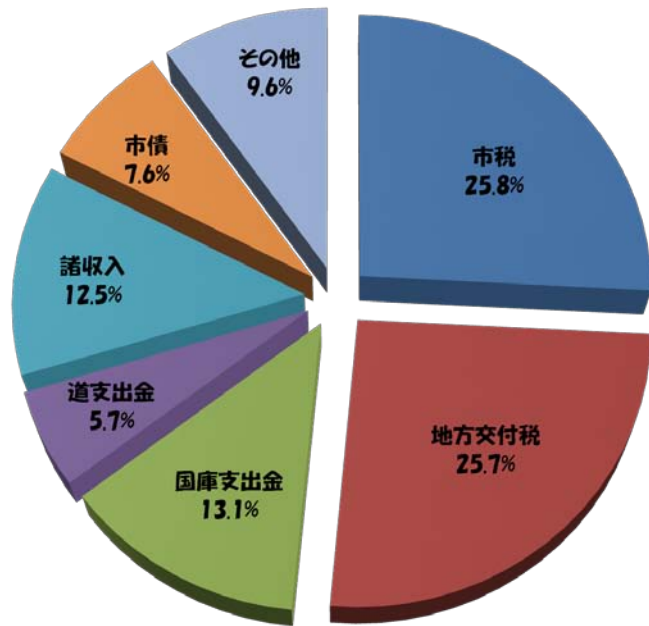
市民生活の向上のためにさまざまな仕事（事業）が行われていますが、それを支えるためには、財源が必要となります。財源には市民税や固定資産税などの市税、自治体の財政力に応じて交付される地方交付税、国や道からの補助金、借入金である市債などがあり、平成27年度一般会計の決算額と科目別割合は次のとおりです。

（単位：千円・％）

歳入科目	決算額	前年比	歳入科目	決算額	前年比
市税	7,931,219	3.0	交通安全対策特別交付金	10,484	8.0
地方譲与税	298,840	4.4	分担金及び負担金	225,345	2.4
利子割交付金	8,601	▲ 23.6	使用料及び手数料	401,016	▲ 2.1
配当割交付金	17,212	▲ 26.2	国庫支出金	4,005,678	11.2
株式等譲渡所得割交付金	14,334	15.3	道支出金	1,757,261	21.8
ゴルフ場利用税交付金	55,267	▲ 3.0	財産収入	31,068	▲ 0.4
地方消費税交付金	1,209,541	63.9	寄附金	1,716	7.3
自動車取得税交付金	43,565	27.9	繰入金	79,107	▲ 14.9
国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,744	2.1	繰越金	530,466	5.1
地方特例交付金等	36,242	▲ 6.2	諸収入	3,829,231	6.9
地方交付税	7,882,385	▲ 0.3	市債	2,339,250	23.8
			合 計	30,711,572	7.4

歳入の科目別割合

歳入合計：307億円



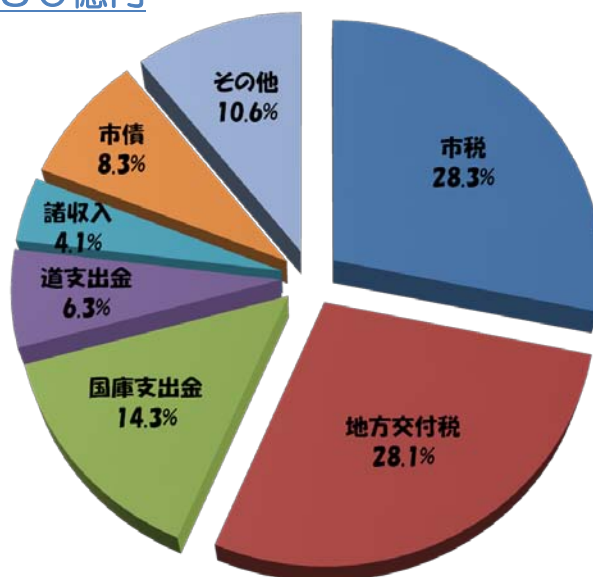
【教えて！さけ太郎】

Q：諸収入の金額が多いのはなぜ？

A：石狩市土地開発公社の金利負担を軽減することを目的に、年度当初に無利子貸付を行い、年度末に貸付金額と同額の返済を受けているためです。この金額は、平成27年度で26億7,100万円あることから、実質の歳入決算額は、307億1,157万2千円から26億7,100万円を引いた280億4,057万2千円となり、科目別割合のグラフも次のようになります。

【石狩市土地開発公社からの年度内返済分の貸付金を除いた構成比】

歳入合計：280億円



【用語解説：平成 27 年度における市の歳入科目】

歳入科目名	内 容
1 市税	所得税など国が課税する国税に対し、市の課税権により主に市民の皆さんから市に納めていただく税です。本市には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税などがあります。
2 地方譲与税	徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収され、その後、一定の基準により道や市町村に譲与される税です。本市には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税があり、人口規模や市町村道の面積・延長、外国貿易船のトン数などを基準として配分し譲与されます。
3 利子割交付金	金融機関等から受け取る預金等の利子は、金融機関等を通じて道民税利子割として課税されています。この税収のうち、59.4%がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。
4 配当割交付金	企業などから支払いを受ける配当金について課税される道民税配当割のうち、59.4%がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。
5 株式等譲渡所得割交付金	株式の譲渡益などについて課税される道民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。
6 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される税金で、道が収納したゴルフ場利用税の70%が、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。
7 地方消費税交付金	私たちが買物をしたとき、お店に8%の消費税を納めますが、このうち国の消費税率は6.3%で、残りの1.7%が地方消費税として道の収入となります。この税収のうち50%が国勢調査の人口と事業所統計の従業者数を基準に市町村に交付されます。
8 自動車取得税交付金	自動車取得税は、自動車の取得に対して課される税金で、この税収のうち、66.5%が市道の面積や延長を基準に市町村に交付されます。
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	自衛隊が使用する演習場等の用に供する固定資産が所在する市町村に対して国から交付されます。
10 地方特例交付金	国から地方への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を住民税から控除することになったことに伴い生じる減収を補てんするため、当分の間の措置として、国から交付されるものです（減収補てん特例交付金）。
11 [*] 地方交付税	市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金です。所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額が原資となっています。

【教えて！さけ子】

Q：^{*}地方交付税って？

A：地方公共団体が平均的な仕事をするために必要な財源を保障する制度が地方交付税です。平均的な仕事をするために、十分な税金を独自で集めることのできる自治体と、そうでない自治体があります。そこで、全国で集めた税金（国税）の一部をあらかじめプールしておいて、収入の少ない団体の財政を補っています（財政調整機能）。また、現在の自治体の仕事は、国の方針、基準により義務付けされたものも多くあり、その財源を国が保障しています（財源保障機能）。地方交付税の大半（94%）が普通交付税で、残りの6%が特別交付税です。特別交付税は災害などのその年の特別な事業に対して交付されます。



【用語解説：平成 27 年度における市の歳入科目】（続き）

歳入科目名	内 容
12 交通安全対策特別交付金	市町村が道路交通安全施設の整備を行う経費に充てるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。
13 分担金及び負担金	分担金は、市が一部又は特定の者に対し、特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金です（例：土地改良事業分担金）。一方、負担金も一定の事務事業について、特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付です（例：保育所負担金）。
14 使用料及び手数料	使用料は、市が所有し、または管理している施設を利用する時に、市に納付されるお金です。納付された使用料は、その施設を維持、管理するための経費の財源となります。手数料は、市が特定の人のために行う行政サービスの対価として市に納付されるお金です。納付された手数料は、その行政サービスを行うための経費の財源となります。
15 国庫支出金	市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として国から使途を特定されて交付される収入です。
16 道支出金	市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として道から使途を特定されて交付される収入です。
17 財産収入	市が所有する財産等を貸し付けることによって生じる財産貸付収入や基金の運用利息等の財産運用収入と、市の財産を譲渡することなどにより生じる財産売却収入とがあります。
18 寄附金	市に対する金銭の無償譲渡で、使途を特定しない一般寄附金と使途を特定した指定寄附金とがあります。また、平成 20 年度から生まれ故郷や応援したい地方公共団体に寄附する「ふるさと納税」制度開始により、使途を特定する又は特定しない「ふるさと応援寄附金」が創設されました。
19 繰入金	一般会計においては、各種基金を取り崩して一般会計に繰り入れられるお金です。
20 繰越金	前年度の決算で生じた余剰金を、翌年度の歳入に編入するときの収入です。
21 諸収入	他のどの歳入科目にも含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
22 市債	市が社会資本の整備等を行うために必要な財源を調達するための債務です。また、近年は国や地方公共団体の財源不足を補てんするために地方債を発行することもあります。

【教えて！さけ太郎】

Q：平成 27 年度の歳入科目を、国、北海道、市民からの収入に分類すると、どうなるの？

A：大まかに分類すると、次のとおりになります。なお、繰入金、繰越金、市債については、お金のやりくりのための収入であることから、「その他の収入」として分類しています。

- 1 国からの収入：**地方譲与税、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金
- 2 北海道からの収入：**利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、道支出金
- 3 主に市民からの収入：**市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 4 その他の収入：**繰入金、繰越金、市債



【用語解説：歳入の分類】

●自主財源と依存財源

市に入ってくるお金の調達方法に着目した分類で、市が自主的に収入できる財源が自主財源、国または道の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源が依存財源です。自主財源の割合が高いほど、市が自主的に財政活動を行うことができます。

(ア) **自主財源**：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

(イ) **依存財源**：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、道支出金、市債がこれに該当します。

●一般財源と特定財源

市に入ってくるお金の使途が特定されているか否かに着目した分類で、財源の使途が特定されないものが一般財源、財源の使途が特定されているものが特定財源です。一般財源の割合が高いほど、弾力的な財政運営を行うことができます。

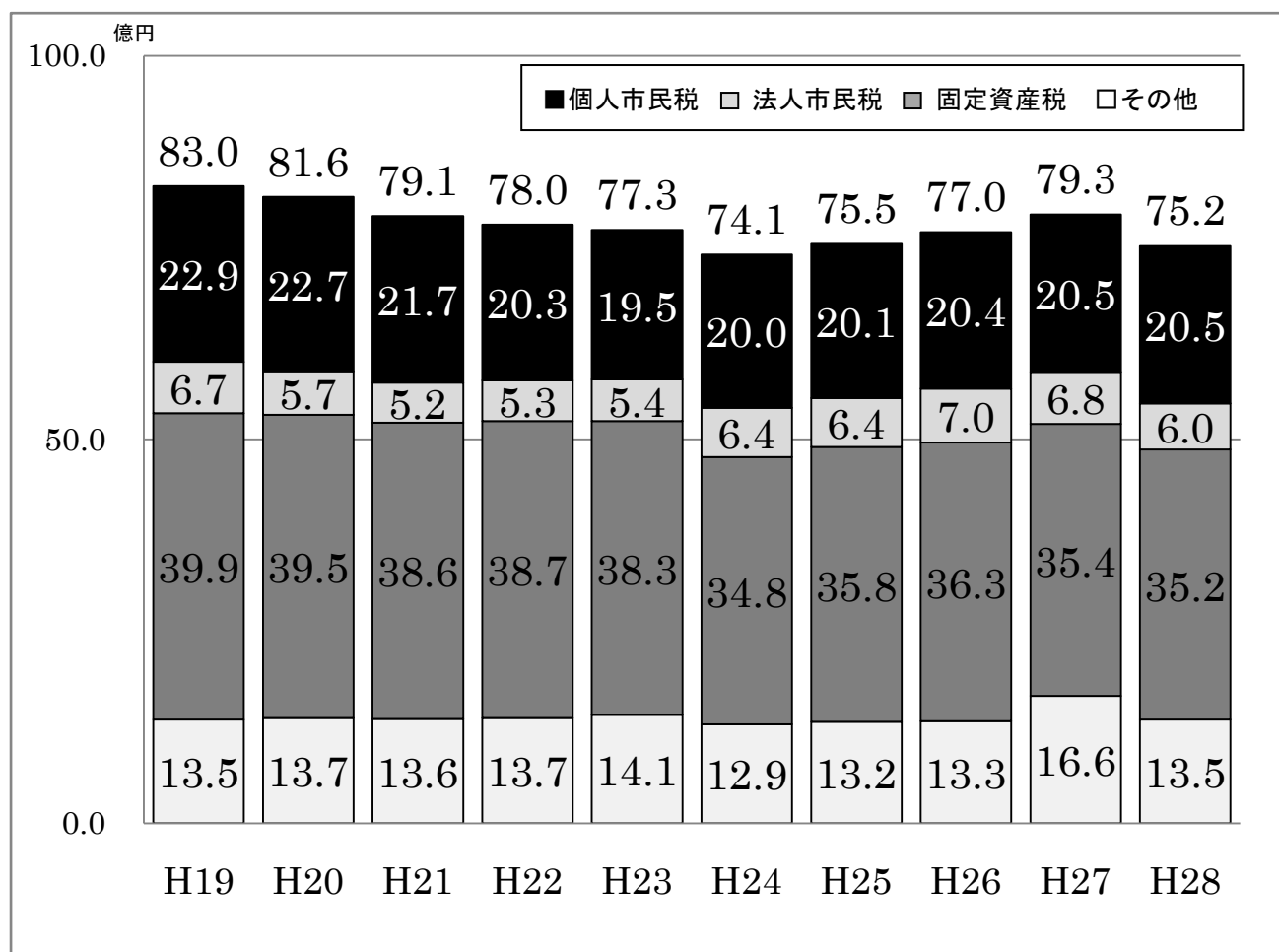
(ア) **一般財源**：市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、財産収入、寄附金、繰越金がこれに該当します。

(イ) **特定財源**：分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、繰入金、諸収入、市債がこれに該当します。

※使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債等については、その収納した目的、性格等によって一般財源にも特定財源にもなり得ます。

【市税の状況】

平成27年度の市税収入は79億3122万円で、前年度と比べて2億2,850万円の増加となりました。これは、法人市民税や固定資産税が減収となった一方、納税が猶予されていた特別土地保有税が納付されたことによるものです。今後は、生産年齢人口の減収が見込まれるなど、大幅な税収増は見込めないことから、収納率の更なる向上に努めるなど、安定的な自主財源の確保に努めなければなりません。



注：H28は予算ベース

3 平成27年度の支出（歳出）は？

本市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかを知るために、歳出をその行政目的別に分類したものが目的別経費（下の左側の表）であり、また財政構造をより分かりやすくするために、扶助費や公債費など歳出をその性質別に分類したものが性質別経費（下の右側の表）です。性質別経費の科目別割合は次のとおりです

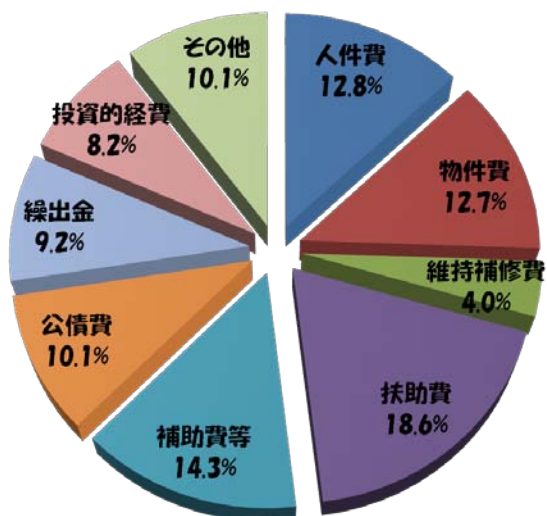
●目的別経費 (単位：千円・%)

歳出科目	決算額	前年比
議会費	192,954	1.7
総務費	2,200,355	61.7
民生費	9,316,062	14.2
衛生費	1,934,649	7.9
労働費	31,787	▲ 14.9
農林水産業費	374,435	4.8
商工費	350,101	63.9
土木費	2,572,805	0.6
消防費	1,269,650	▲ 14.6
教育費	2,379,472	13.8
災害復旧費	2,808	▲ 90.0
諸支出金	2,671,417	▲ 5.9
公債費	3,045,077	▲ 3.5
職員費	3,729,945	▲ 1.8
予備費	—	—
合計	30,071,517	7.1

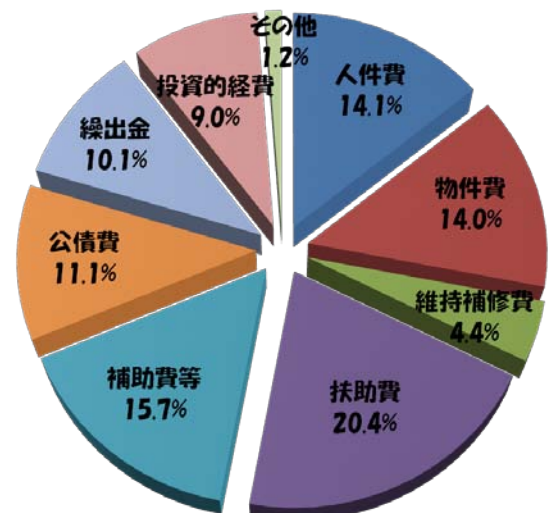
●性質別経費 (単位：千円・%)

歳出科目	決算額	前年比
人件費	3,857,654	▲ 1.5
物件費	3,833,619	0.0
維持補修費	1,194,126	▲ 11.8
扶助費	5,598,014	6.7
補助費等		
一部事務組合に対するもの	1,471,400	2.6
その他	2,826,593	50.8
小計	4,297,993	29.9
公債費		
元利償還金	3,044,395	▲ 3.5
一時借入金利子	636	▲ 38.3
小計	3,045,031	▲ 3.5
積立金	140,322	2.9
投資及び出資金・貸付金	2,875,291	▲ 3.2
繰出金	2,769,313	5.2
投資的経費（普通建設事業費）	2,457,346	65.6
投資的経費（災害復旧事業費）	2,808	▲ 90.0
合計	30,071,517	7.1

【石狩市土地開発公社への貸付金を除いた構成比】



歳出合計：30.1億円



歳出合計：27.4億円

【用語解説：平成 27 年度における市の歳出科目】

●目的別経費

市の経費を、行政目的によって分類したもので、市の予算及び決算において最も大きな区分である「款（かん）」の区分を基準とした分類となっています。目的別経費では、行政分野ごとの大まかな予算の比重を知ることができます。また、議会において予算を審議する場合にもこの分類が使われます。

歳出科目名	内 容
1 議会費	議会の活動にかかる経費です。議員の報酬や手当、議会や委員会の運営経費などがあります。
2 総務費	市役所の管理・運営、情報化推進、統計調査、まちづくり、財政運営、国際交流、広報広聴、戸籍関係事務、税の賦課・徴収、選挙などにかかる経費です。
3 民生費	高齢者や障がい者福祉、児童福祉、医療給付や生活保護など、安定した社会生活をするためにかかる経費です。
4 衛生費	病気予防のための各種検診、予防接種、ごみ処理、環境対策など、健康で衛生的な生活環境を保持するためにかかる経費です。
5 労働費	失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。
6 農林水産業費	農業、林業、水産業など、第一次産業の振興にかかる経費です。
7 商工費	商工業の振興、企業誘致、観光の振興にかかる経費です。
8 土木費	道路や公園の整備、除排雪、港湾整備、都市計画、公営住宅などにかかる経費で、公共下水道事業会計への負担金等も含まれています。
9 消防費	防火・消火活動、救急・防災活動、消防車両の整備などのための経費です。なお、石狩市の場合は、近隣の自治体と一部事務組合を設立し、共同で事務処理を行っています。消防費の大部分は、この負担金が占めています。
10 教育費	義務教育にかかる経費や学校、公民館、図書館、スポーツ施設の建設・管理・運営、生涯学習の推進、文化財の保護などにかかる経費です。
11 災害復旧費	大雨による土砂災害など、災害による被害を復旧するためにかかる経費です。
12 諸支出金	支出の性質により、他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。
13 公債費	市が借入れた市債の元利償還金及び一時借入金の償還利子です。
14 職員費	市職員の給与などの経費です。

●性質別経費

市の経費を、その経済的性質を基準として分類したものです。性質別に分類することは、財政構造上の課題等を見出すことができることから、市の財政の体質を改善するうえで意義があります。

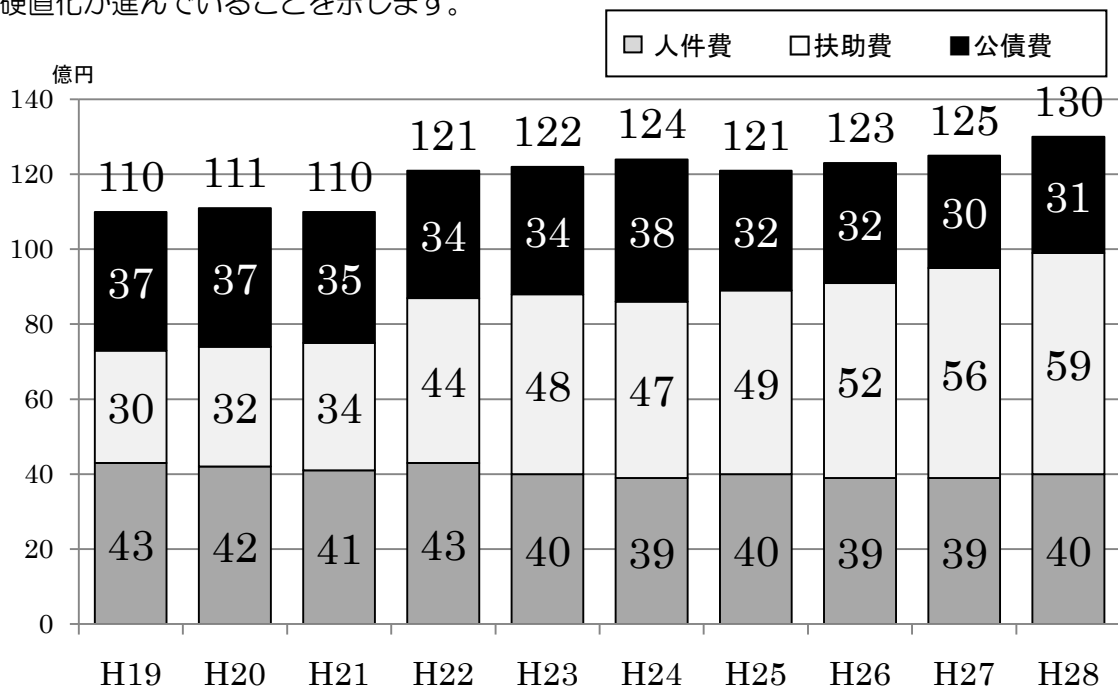
歳出科目名	内 容
1 人件費	職員給、議員報酬、各種委員報酬、共済組合等への負担金など、常勤職員や非常勤の特別職の勤労の対価として支払われる一切の経費です。ただし、道路や公園の整備など普通建設事業に携わる職員の人件費については、普通建設事業費に区分されます。
2 物件費	賃金や旅費、交際費、需用費（消耗品費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料など、資産として残らない消費的な経費の総称です。
3 維持補修費	市が管理する公共施設の効用を保全するための経費です。建物の大規模改修等は普通建設事業費に、備品等の修繕費は物件費に区分されます。なお、道路の除排雪経費もここに分類されます。
4 扶助費	市が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）や条例によって、お金や物品を被扶助者に提供する経費で、生活保護費、児童手当、医療費助成、就学援助などがあります。
5 補助費等	補助費等に区分される経費は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様です。主な経費としては、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、団体に対する負担金や補助金等があります。なお、本市は、消防、港湾管理など、他自治体と共同して事務処理を行うための一部事務組合を数多く設立しているのが特徴で、平成 27 年度決算におけるこれら組合に対する負担金割合は、補助費等全体の 34% 程度を占めています。

●性質別経費（続き）

歳出科目名	内 容
6 公債費	市が借入れた市債の元利償還金及び一時借入金の償還利子です。
7 積立金	収支不足の際にその穴埋めをするための基金や特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費です。
8 投資及び出資金・貸付金	投資及び出資金とは、公益上の必要性から、共同で事業を行う場合、その他財政援助を目的として投資する場合や、財団法人への出捐金として支出する場合の経費です。また、貸付金とは、特定の政策目的のために貸付けられる経費で、土地開発公社貸付金などがあります。
9 繰出金	会計間で、他の会計に支出される経費です。本市では一般会計から特別会計に支出される経費のことです。
10 投資的経費	その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等が将来に残るものに対して支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費があります。 ※普通建設事業費：道路の改良、公園の新設、小中学校や図書館などの建設事業にかかる経費。

【義務的経費の状況】

義務的経費とは、法令あるいはその性質上支出が義務づけられている「人件費、扶助費（生活保護費、医療費助成など）、公債費」の合計をいい、その歳出総額に占める割合が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示します。

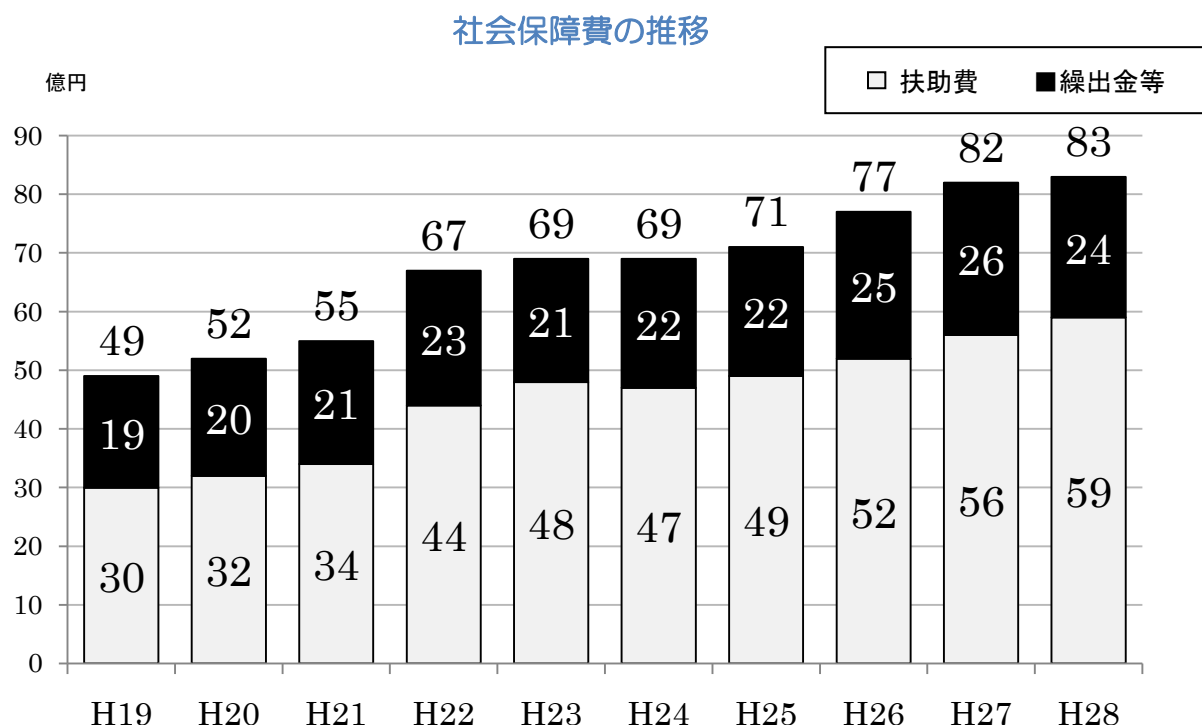


注：H28は予算ベース

人件費は、定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図ってきたことから、近年は横ばい傾向となっています。

また、公債費に関しては、財政規律ガイドライン（計画期間H24～H28）に基づき、市債発行の抑制に努めており、同じく近年横ばい傾向にあります。給食センターの整備事業や、土地開発公社解散に伴い借り入れた市債の償還が始まることなどにより、今後は増加することが見込まれています。

一方、扶助費に特別会計（国民健康保険事業・後期高齢者医療・介護保険事業等）への繰出金を加えた社会保障費は、次のグラフのとおり、高齢化の進展等に伴い、年々増加しています。



注：H28 は予算ベース

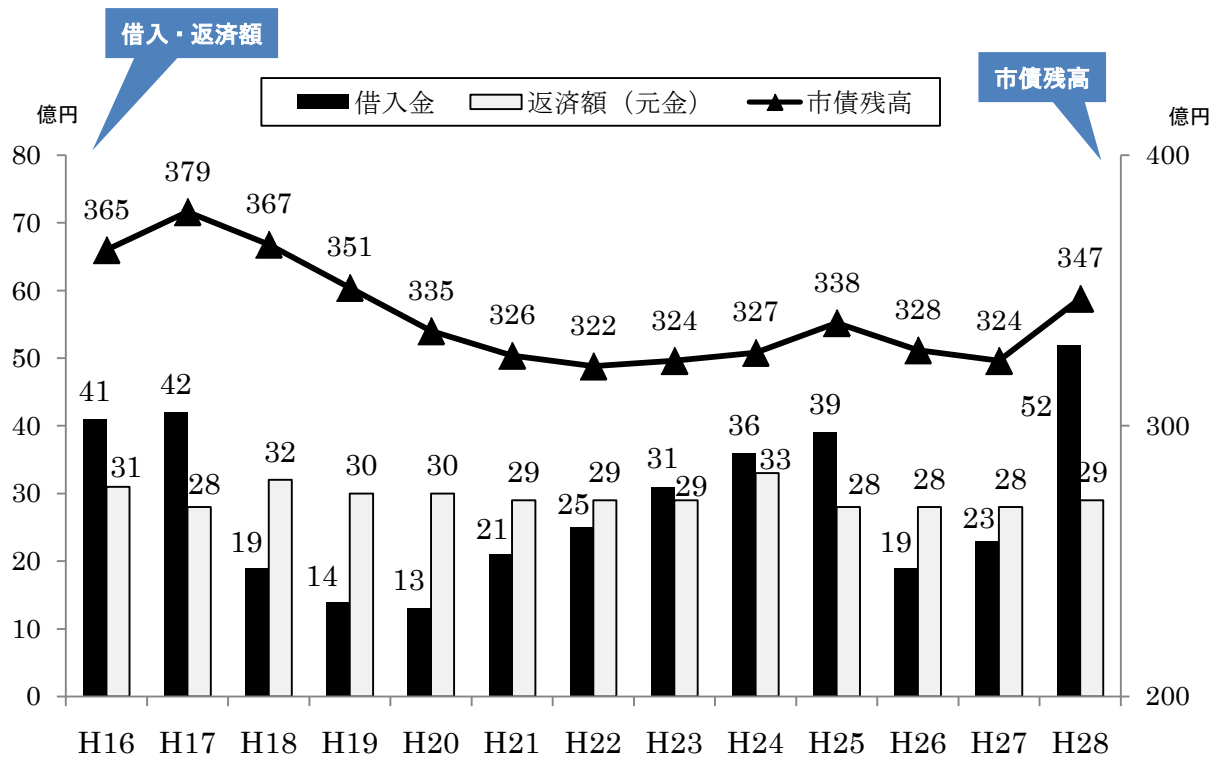
★財政規律ガイドラインの詳しい内容は、市HPでもご覧いただけます。
<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zaisei/3059.html>

4 借金（市債）はどうなっているの？

市町村合併以前から続いていた市債残高の増加は、借換債の発行や市債発行の抑制による公債費対策を講じた結果、平成17年度をピークに減少に転じていました（次ページ参照）。しかし、★土地開発公社経営健全化計画に基づく政策的な事業に係る市債発行額の増加により、近年の残高は再び増加に転じています。

普通会計ベースの平成27年度末の市債残高は約324億円と、依然として高い水準にあり、市民1人当たりにすると約55万円の借金となります。平成28年度以降、給食センター建設に係る借入や第三セクター等改革推進債などの発行により、市債残高が増加する見込みであるため、将来世代に過度な負担をかけないように、必要最小限の市債の発行に努めなければなりません。

市債の推移



注：H28 は予算ベース

【教えて！さけ子】

Q：★土地開発公社経営健全化計画って？

A：土地開発公社における多額の負債解消を目的として、平成20年3月に土地開発公社経営健全化計画を策定しました。主な内容としては、市の事業化による保有地処分や、欠損金解消のための補助金による財政支援となっています。なお、土地開発公社は平成28年度末に解散することとなっています。



【実質的に市が抱えている債務の残高】

平成27年度末の市債残高約324億円（市民1人当たり約55万円）というのは、あくまでも市の普通会計のみの額です。これに下水道事業など他の会計の公債残高に対する普通会計の[★]将来負担額を加えると約417億円、さらに公債費に準ずる[★]債務負担行為を加えると約419億円にもなります。また、市が加入している一部事務組合の公債残高に対する普通会計の将来負担額は約8億円、石狩市土地開発公社の借入金残高は約18億円となっています。これら実際に石狩市が抱えている債務（将来負担）の額は約445億円、市民1人当たりでは約75万円となります（次ページの表を参照）。

なお、国民健康保険事業特別会計は恒常的な赤字体質に陥っており、近年赤字額の増加傾向に歯止めがかからない状況になっています。この赤字額を補てんする方法として、[★]前年度繰上充用金を用いていますが、その額は約7億円になることから、この累積赤字額も実質的な市の債務といえるでしょう。

【教えて！さけ太郎】

Q：[★]将来負担額？ [★]債務負担行為？ [★]前年度繰上充用金？

A：

●特別会計・一部事務組合の債務残高のうち石狩市の将来負担額について

従来は、特別会計については債務残高、一部事務組合の債務残高については、負担金の負担割合等から持ち分を算定し、その額を市の債務残高として記載していました。しかし、平成19年度決算より財政健全化法の指標の1つである将来負担比率を算定する際に、特別会計及び一部事務組合への負担金のうち、公債費として使用される額（将来負担額）を算出することになったことから、本表においても、その方式を基に算出しています。

- ・特別会計…繰出金のうち公債費として使われる額（準元利償還金）を算出し、そこから、準元金償還額（普通会計負担額）割合を算出する。
- ・消防事務組合…実額負担による（構成市町村別に借入分をそれぞれで負担）
- ・新港管理組合…3母体（北海道・小樽市・石狩市）で同様の算定方法により計上
 - ①一般会計分：組合の一般会計歳入総額に占める市（道）負担金の割合
 - ②港湾整備事業会計分：一般会計からの繰入金のうち元利償還金相当分×①の割合／元利償還金総額
- ・西部水道企業団…企業債の償還に対する負担はない（水道料金で賄うため）

●**債務負担行為**：地方公共団体が物件を購入したり、施設の管理委託をしたりする場合、契約は当該年度に行いますが、その支払いなどの債務が将来にわたって発生する場合、議会の承認を得て複数年度の歳出を見込む行為をいいます。なお、ひとくちに債務負担行為といっても、施設の委託料を複数年度契約するものも含まれますので、次ページの表ではこのうち公債費に準ずる債務負担行為に係るものを載せています。

●**前年度繰上充用金**：会計年度経過後、その会計年度（平成27年度）の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度（28年度）の歳入を繰上げて、その年度（27年度）に充てることができ、このお金を前年度繰上充用金といいます。



【債務残高及び特別会計・一部事務組合等にする将来負担額】

(単位：千円)

区分	内訳	年度末残高	うち石狩市債務残高	うち将来負担額
石狩市	一般会計	32,240,748	32,240,748	32,240,748
	土地取得特別会計	170,000	170,000	170,000
	国民健康保険診療所特別会計	8,639	8,639	8,639
	介護サービス事業特別会計	112,073	112,073	112,073
	水道事業会計	6,971,492	6,971,492	2,377,278
	公共下水道事業会計	9,524,079	9,524,079	5,952,549
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	682,716	682,716	678,619
	個別排水処理施設整備事業特別会計	159,224	159,224	133,907
	小計＝①	49,868,971	49,868,971	41,673,813
	債務負担行為に係るもの＝②	6,898,850	6,898,850	238,277
	計＝③	56,767,821	56,767,821	41,912,090
一部事務組合	石狩北部地区消防事務組合	479,797	0	0
	石狩湾新港管理組合	10,320,036	1,720,006	839,932
	石狩西部広域水道企業団	17,262,703	3,590,642	0
	計＝④	28,062,536	5,310,648	839,932
土地開発公社	借入金残高＝⑤	1,896,080	1,896,080	1,805,156
計	③＋④＋⑤	86,726,437	63,974,549	※44,557,178

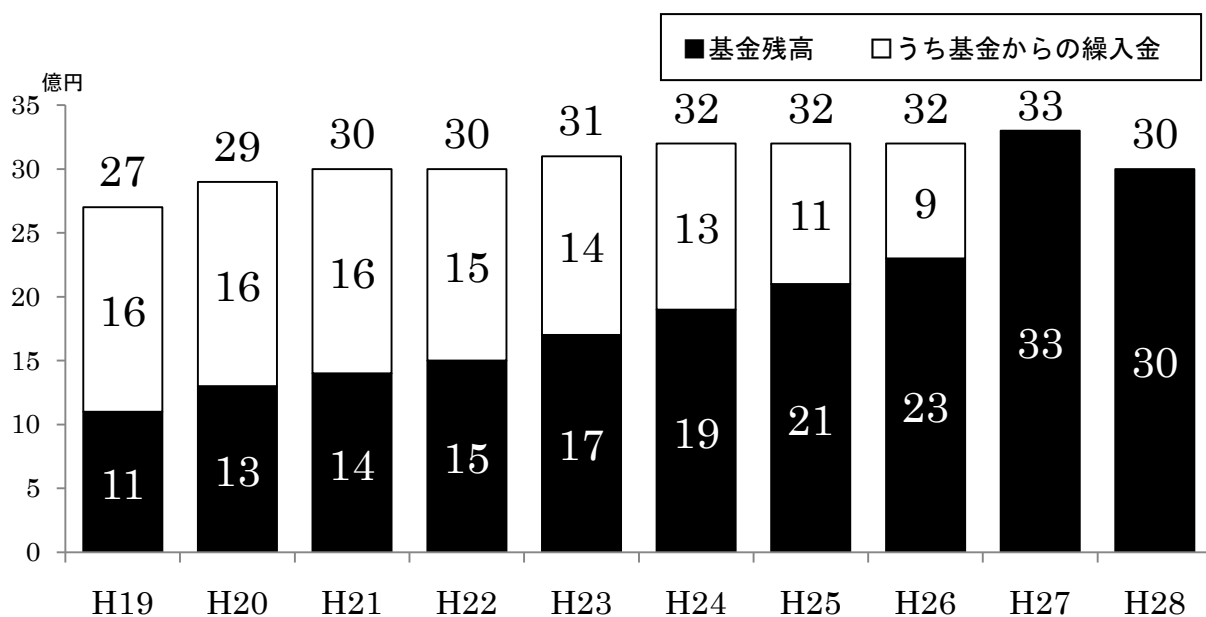
※将来負担額：市民1人当たりでは約75万円

5 貯金（基金）はあるの？

基金とは市の貯金のことであり、その種類には財政調整基金、減債基金、特定目的のための基金があります。市の財政調整基金及び減債基金は、過去の歳入不足による取崩しにより枯渇し、以降残高が増えない状態が続いています。

一方、過去には本来特定の目的に利用する基金から一時的に借入れを行って財源不足を補ってきた経緯もありましたが、平成27年度において全額返済しました。

基金残高（普通会計）の推移



注：H28 は予算ベース

【教えて！さけ子】

Q：★基金にはどんな種類があるの？

A：

- 財政調整基金：災害の発生等による不時の支出の増加や経済不況による予期せぬ収入減により財政運営が困難にならないよう、財源に余裕のある年度に積立てを行うこととされている基金です。
- 減債基金：公債費の償還が毎年度の財政運営に影響を与えないよう計画的に償還するために積立てることとされている基金です。
- 財政運営基金：一般的に上記の2つの基金が、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金となります。このため、市では財政調整基金と減債基金を合算したものを便宜上「財政運営基金」と呼んでいます。
- 特定目的のための基金：特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積立てたもので、用途が限定されている基金です。市が条例で設置しています。



6 財政の健全度は？

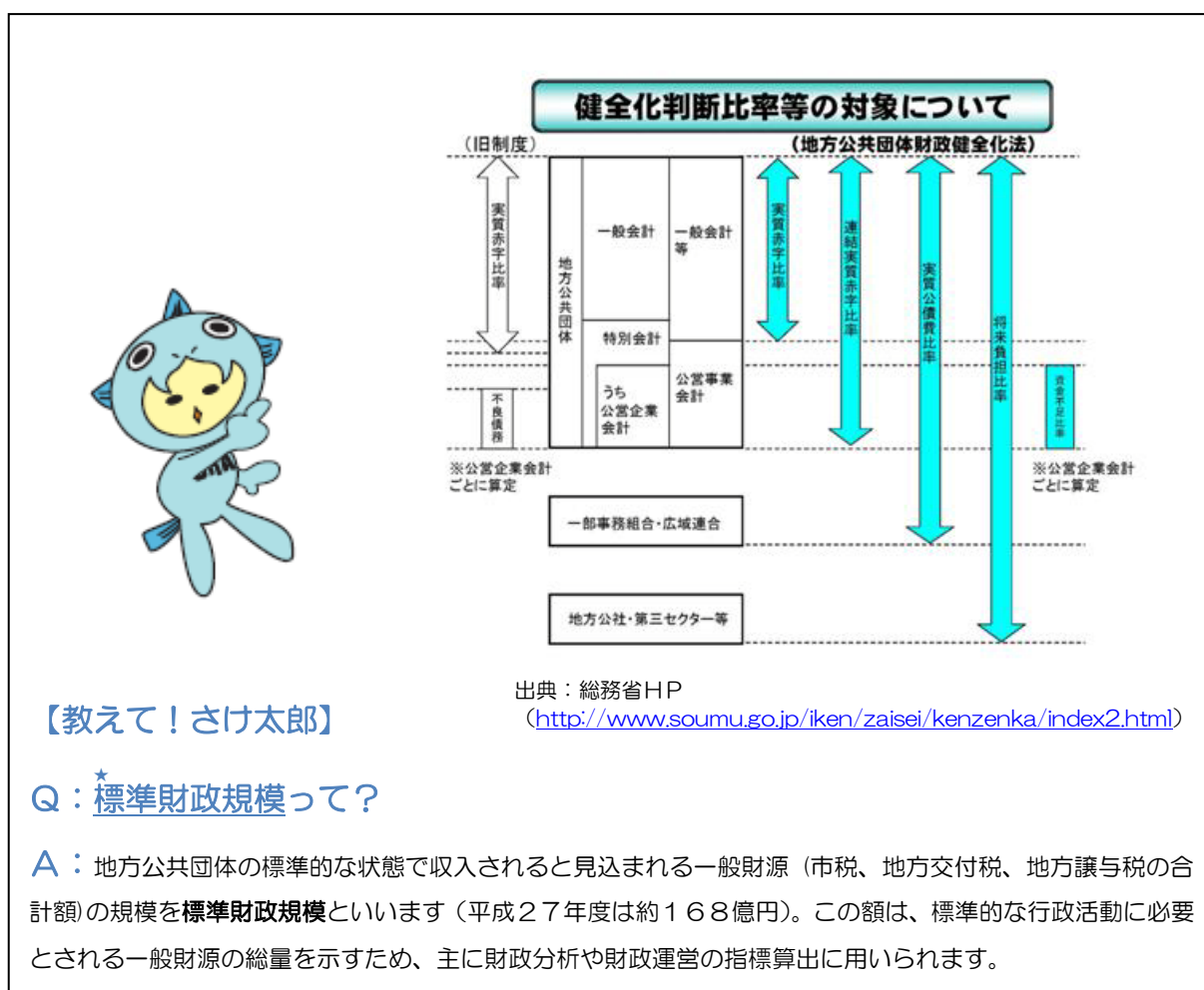
地方自治体の財政運営の健全度を図る指標として、いくつかの指標がありますが、ここでは、次の6つの指標についてご説明します。

（１）財政健全化指数（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政健全化に関する法律（以下、財政健全化法）」に基づき、新たな4つの指標を算定し、その数値を公表することになりました。

4指標については、各市の^{*}標準財政規模に応じて「早期健全化基準（イエローカード）」「財政再生基準（レッドカード）」の率が定められており、この基準を超えてしまうと、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなど国や北海道からの関与が大きくなり、市の独自性が大きく制限されることになります。

平成27年度決算においては、前年度に引き続き早期健全化基準をクリアしましたが、今後も比率の改善に向けて健全な財政運営に努めなければなりません。なお、各指標の対象範囲については次の表のとおりです。



●実質赤字比率 … 該当なし（決算が黒字のため）

【早期健全化基準…12.66%以上】【財政再生基準…20.00%以上】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計（本市では、一般会計と土地取得会計が該当）の赤字額の割合を示すもので、平成27年度決算においては、本市は黒字決算であったため、本比率の該当がありませんでした。

●連結実質赤字比率 … 該当なし（連結決算が黒字のため）

【早期健全化基準…17.66%以上】【財政再生基準…30.00%以上】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計と連結対象特別会計の赤字額の割合を示すものです。平成27年度決算においては、国民健康保険事業において約7億円の赤字を抱えているものの、連結ベースでは黒字決算であったため、本比率の該当がありませんでした。

（単位：千円）

会 計 区 分		歳入額（資産）	歳出額（負債）	実質収支額 （資金不足・剰余額）
普通会計	一般会計	30,711,572	30,071,517	※586,210
	土地取得特別会計	1,216	1,216	0
	小計	30,712,788	30,072,733	614,590
公営企業会計	水道事業会計	1,270,234	250,591	1,019,643
	公共下水道事業会計	284,601	42,565	242,036
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	140,692	140,692	0
	個別排水処理施設整備事業特別会計	53,570	53,570	0
	小計	1,749,097	487,418	1,261,679
公営企業会計 以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	8,814,198	9,473,366	-659,168
	国民健康保険診療所特別会計	152,113	133,532	18,581
	後期高齢者医療特別会計	681,270	670,110	11,160
	介護保険事業特別会計	4,340,821	4,227,630	113,191
	介護サービス事業特別会計	219,739	209,280	10,459
	小計	14,208,141	14,713,918	-505,777
合 計		46,670,026	45,274,069	1,370,492

※一般会計の実質収支額は、翌年度繰越分 53,845 千円を控除したもの

●実質公債費比率 … 7.8% 道内35市中10位

※平成26年度：8.5%（道内35市中10位）

【起債許可団体移行…18.0%以上】

【早期健全化基準…25.0%以上】

【財政再生基準…35.0%以上】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

地方交付税による措置の状況を的確に反映させた一般財源に占める公債費の割合で、普通会計のほかに、特別会計に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金及び債務負担行為の中で元利償還金に準ずる要素を加えて計算します。

つまり、この指標からは、標準財政規模から交付税措置分を控除した一般財源のうち、最終的な使途が公債費であるものの割合がわかります。

また、この比率が18%以上になると、市債の発行の際に都道府県知事の許可が必要となります。

●将来負担比率 … 82.6% 道内35市中20位

※平成26年度：93.3%（道内35市中21位）

【早期健全化基準…350.0%以上】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

実質公債費比率が単年度の公債費の割合であるのに対し、将来負担比率は将来の公債費予定額の標準財政規模に対する割合を示しています。また、一部事務組合に加え、土地開発公社の負債額を含むなど対象範囲を広げて負担額を算出することから、本指標からは今後市の一般財源で賄わなければならない公債費の状況を把握することができます。

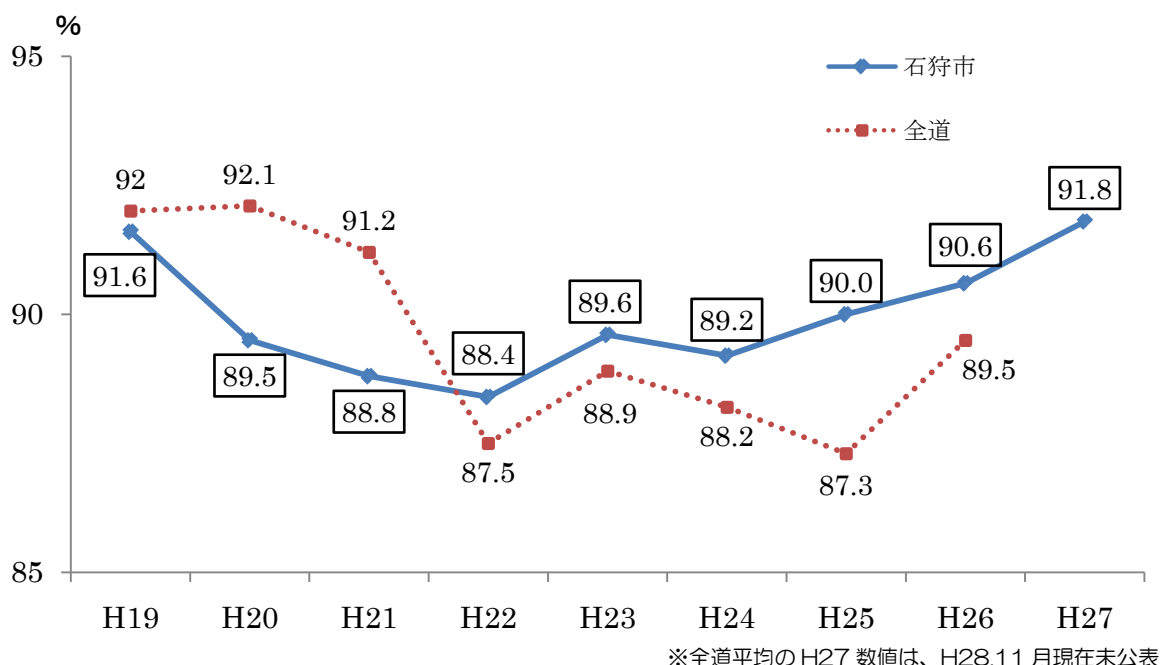
(2) 経常収支比率 … 91.8%

※平成26年度：90.6%（道内35市中11位）

自治体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標を経常収支比率といいます。経常収支比率は、市税や地方交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源（使い道の決められていない財源）が、人件費や公債費など経常的に支出される経費にどの程度充てられているかを示す指標です。

一般的には都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が適当と考えられ、これを超えるとその自治体は弾力性を失いつつあると言われています。

下表は、全道の平均値と実績値の推移を表したもので、平成22年度以降比率は上昇傾向にあり、平成27年度においては高料金対策に係る水道会計補助金の増加や、保険者支援分の拡充等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増加により、前年度比プラス1.2%の91.8%となりました。



(3) 財政力指数 … 0.511 道内35市中9位

※平成26年度：0.507（道内35市中8位）

ひとつの自治体が平均的な仕事をするために用意しなければならない財源と、実際に集めることのできる税金は必ずしも一致しません。大まかにいうと、この平均的な仕事をするための財源と自前の収入との比率を財政力指数といい、この指数が1未満（実際に集まる税金の方が少ない）だと普通交付税が交付されます。

7 財政を家計に例えると？

平成27年度の一般会計決算額（歳入280億4,057万円、歳出274億51万円）を人口（59,120人／平成28年3月末現在）で割ると、次のようになります。

※決算額は石狩市土地開発公社からの年度内返済分の貸付金を除いています。

1カ月の家計簿

<収入>		<支出>	
給与	42万4,000円	食費	6万5,000円
うち基本給	16万4,000円	（人件費）	
（市税などの 自主財源）		教育費・医療費	9万5,000円
うち諸手当	26万円	（扶助費）	
（国・道支出金、 地方交付税など）		ローン返済	5万1,000円
		（公債費）	
銀行からの 借入れ	4万円	光熱水費	6万5,000円
（市債など）		（物件費）	
貯金の取崩し	1,000円	家の修繕費	2万円
（繰入金）		（維持補修費）	
前月の繰越し	9,000円	サークル等の 会費（補助費等）	7万3,000円
（繰越金）		家族への 仕送り（繰出金）	4万7,000円
		電化製品の 購入（建設事業費）	4万2,000円
		貯金	2,000円
		（積立金）	
		株式投資	3,000円
		（投資及び出資金）	
計	47万4,000円	計	46万3,000円

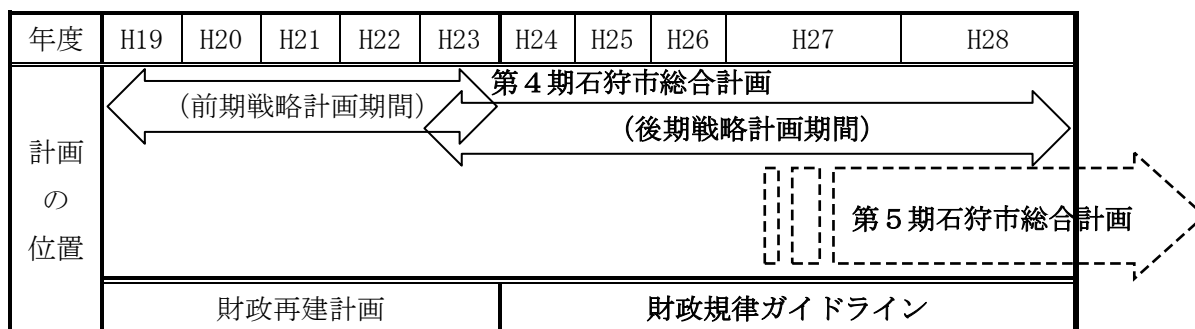
※（ ）の中の科目について詳しくは、4・5ページ（歳入）及び9・10ページ（歳出）の用語解説をご参照ください。

8 これからの取組は？

現在の石狩市の財政状況は、「財政再建計画」に基づく行財政改革の成果により、一時の危機的状況から脱出し、緩やかな改善基調を堅持しています。

しかしながら、依然として市債残高が高水準にあることや、社会保障関係費をはじめとする経常的な経費が増加傾向で推移していることなどから、財政の弾力性が失われつつあります。また、合併による普通交付税の特例措置が平成28年度から段階的に縮減され平成33年度に終了することや、さらには、平成33年度からは元利償還金の70%が交付税措置される合併特例債の発行もできなくなることから、こうした状況を見据えた対応が必要となります。

市では、今後想定される様々な環境変化に、機動的かつ柔軟に対応することができるよう、平成24年3月に「石狩市中期財政運営の指針（財政規律ガイドライン）」を策定し、これに定めた目標値に基づき中長期的な視点で財政運営を行っています。



おわりに

最後までお読みいただき、ありがとうございます。

本市の財政状況は依然厳しい状況が続いていますが、このような中、限られた資源で効率的で実効性の高い施策を行うためには、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

このような資料を通して、難しいイメージで敬遠されがちな「財政」というものを、市民の皆様がいくらか実感を持って考えていただく機会になれば大変幸いです。

これからも、皆様に分かりやすい財政状況の公表に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年11月発行：石狩市財政部財政課財政担当
 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
 TEL：0133-72-3154
 FAX：0133-72-3540
 E-mail：zaisei@city.ishikari.hokkaido.jp